

出席停止になる感染症について

龍谷富山高等学校

生徒がかかりやすく、学校において流行を広げる可能性がある感染症が「学校保健安全法」で定められています。指定されている感染症にかかったら、主治医の登校許可があるまで、治療・静養してください。
また、他の人へ感染の可能性がある期間は『出席停止』となり、欠席扱いにはなりません。

「学校において予防すべき感染症」の出席停止期間の基準

病 名		出席停止期間
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
	◎インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
第二種	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化(かさぶた)するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	◎新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	結核	病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎(はやり目)、急性出血性結膜炎(アポロ病)、その他の感染症	病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで

※その他の感染症・・・保健室へお問い合わせください。

溶連菌感染症、手足口病、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎(流行性嘔吐下痢症)など

(提出書類) 本校のホームページよりダウンロードできます。

診断名	提出書類	記入者
◎インフルエンザ	インフルエンザ治癒報告書	保護者
◎新型コロナウイルス感染症	新型コロナウイルス感染症治癒報告書	保護者
●上記以外の感染症	登校許可証明書	主治医

*書類のダウンロード・印刷が難しい場合は、学校へご連絡ください。